

保有債権に関する期末評価の未実施

| 対象受検機関 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------|--|-------|-----------|--------|----------|--------|----------|--------|----------|--------|------------|----|------------|---|--|
| <p>公立大学法人 大阪府立大学</p> | <p>地方独立行政法人会計基準によると、債権の状況に応じて回収可能性を勘案して期末債権の評価を行い、貸倒引当金を計上すべき旨が定められているが、平成26年3月末の債権816万円の内、1年を超えて回収されていない債権が96万円あるにもかかわらず、回収可能性を検討した期末評価（貸倒引当金の設定）が行われていなかった。</p> <p>また、債権評価についての関連規程の整備がされていなかった。</p> <p>平成25年度末時点の診療報酬債権 (未収金として計上)</p> <table border="1" data-bbox="510 915 1205 1171"> <thead> <tr> <th>発生年度</th> <th>平成25年度末残高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成22年度</td> <td>271,520円</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>546,020円</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>142,880円</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>7,200,850円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>8,161,270円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ただし、平成25年度7,200,850円のうち、6,686,520円はクレジット払い等で平成26年4月入金済。</p> | 発生年度 | 平成25年度末残高 | 平成22年度 | 271,520円 | 平成23年度 | 546,020円 | 平成24年度 | 142,880円 | 平成25年度 | 7,200,850円 | 合計 | 8,161,270円 | <p>【是正を求めるもの】</p> <p>地方独立行政法人会計基準に定める債権の期末評価について、関連規程を整備し、会計上の取扱いを明らかにするとともに、上記の取扱いに従い、適切に診療報酬債権の期末評価を行われたい。</p> <p>(参考)</p> <p>地方独立行政法人会計基準 第32 貸付金等の貸借対照表価額</p> <p>1 未収入金、貸付金、割賦元金等の債権の貸借対照表価額は、取得価額から貸倒引当金を控除した金額とする。なお、貸倒引当金は、資産の控除項目として貸借対照表に計上するものとする。</p> <p>2 貸倒引当金は、債権全体又は同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の貸倒実績率等合理的な基準により算定する。なお、貸倒引当金の算定について、他の方法によることがより適当であると認められる場合には、当該方法により算定することができる。</p> | <p>1 地方独立行政法人会計基準に定める債権の期末評価に係る関連規程の整備については、「公立大学法人大阪府立大学引当金取扱要項」及び具体的な事務処理に係る「公立大学法人大阪府立大学債権管理及び引当金取扱事務処理要領」を平成27年3月1日付けで制定し、学内への周知徹底を図った。</p> <p>2 診療報酬債権の期末評価については、上記「公立大学法人大阪府立大学引当金取扱要項」及び「公立大学法人大阪府立大学債権管理及び引当金取扱事務処理要領」に基づき、平成26年度決算において、診療報酬債権を含めた未回収債権について、債権の状況に応じて回収可能性を勘案した期末評価を行い、貸倒引当金を計上した。</p> |
| 発生年度 | 平成25年度末残高 | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成22年度 | 271,520円 | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成23年度 | 546,020円 | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成24年度 | 142,880円 | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成25年度 | 7,200,850円 | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 8,161,270円 | | | | | | | | | | | | | | |